# **第４章　調　　　　　査**

## 第１節　一般事項

### 第４－１条　一般事項

　　１．受注者は、工事の実施にあたって、特に地下埋設物の有無に注意し、地下埋設物管理者との協議事項を遵守し、事故のないように注意しなければならない。

　　２．受注者は、工事現場周辺の構造物に損傷を与えないよう注意し、絶えず測量調査等の影響調査を実施するとともに、影響があった場合には監督職員に連絡するとともに適切な処置をとらなければならない。

## 第２節　事前調査

### 第４－２条　一般事項

受注者は、調査について第４－３条～第４－５条に定める項目のほか、必要に応じてその他の項目についても実施するものとする。

ただし、家屋等の調査については、第４章 第３節 家屋などの事前・事後調査によるものとする。

### 第４－３条　周辺構造物等

　　１．受注者は、工事周辺の家屋及び各種施設について、工事現場に直接面する箇所は必要に応じ事前に調査を行い、その結果に基づき、それらの構築物に与える影響を最小限にとどめる措置を講じなければならない。

　　２．受注者は、影響を計数的に管理するため、必要に応じて地盤又は構築物の沈下状況、水平移動、傾斜あるいは地下水位等の測定を行うものとする。

　　３．受注者は、事前に防護工を施す必要があると判断される場合、監督職員とその必要性及び施工内容について協議を行ったうえで実施するものとする。この場合、施工計画を監督職員に提出し、施工後の効果もあわせて報告するものとする。

### 第４－４条　地質調査

　　　受注者は、本工事に関する地質調査資料を設計図書のほか別に発注者から借用することができる。

### 第４－５条　地下埋設物等の調査

　　１．工事区間に存する地下埋設物・溝渠・橋梁等については、発注者が調査を行っているが、施工にあたっては受注者において更に詳細にこれらを調査確認し、工事の安全を期さなければならない。

　　２．受注者は、工事着手前に地下埋設物管理者と立会いを行い、埋設箇所を相互確認のうえ工事に着手しなければならない。

## 第３節　地盤変動影響調査（家屋等の事前・事後調査）

### 第４－６条　適用範囲

地盤変動影響調査とは、工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この節において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

### 第４－７条　調査区域

調査区域とは、調査を行う区域をいう。調査件数については、設計図書によるものとするが、変更が生じたものについては、監督職員の指示によるものとする。

### 第４－８条　施行上の義務及び心得

１．受注者は、調査で知り得た内容等を他に漏らしてはならない。

２．受注者は、調査が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

３．受注者は、権利者から要望・陳情等があった場合、その意向を把握したうえで、監督職員に報告しなければならない。

４．受注者は、調査中に家屋などに損害を与えた場合、直ちに復旧等の措置を施すものとする。

### 第４－９条　業務報告等

　　　受注者は、調査の実施に先立ち調査計画書等の作成を行い、調査責任者立会いのうえ監督職員と協議しなければならない。

### 第４－10条　部分使用

１．受注者は、調査の実施期間中であっても、監督職員が提出を求めた成果品についてはこれに応じなければならない。

２．受注者は、監督職員が成果品の審査を行うときには、調査責任者を立ち会わせなければならない。

### 第４－11条　業務従事者の資格

　　　受注者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の資格を有する第三者機関の者を調査責任者として選任し、事前に調査責任者の経歴書を監督職員に提出しなければならない。

### 第４－12条　身分証明書の携帯

　　　受注者は、調査責任者及び調査員について、前条の資格を明らかにする身分証明書を携帯させなければならない。

なお、権利者等から請求のあった場合には、調査責任者及び調査員は身分証明書を提示しなければならない。

### 第４－13条　現地調査

受注者は、調査の着手に先立ち、調査区域の現地調査を行い、地域の状況、土地及び建物等の状況を把握しなければならない。

### 第４－14条　立入り及び立会い

１．受注者は、調査のために権利者の占用する土地・建物等に立入ろうとする場合、事前に、権利者及び居住者の同意を得なければならない。

２．受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、同意が得られないものにあってはその理由を付して、監督職員に報告しなければならない。

３．受注者は、建物等の立入り調査を行う場合、常に調査責任者を含む2名以上で行うものとし、権利者又は居住者の立会いを得なければならない。

### 第４－15条　調査

　　１．地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年３月31日付け26農振第2276号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により行うものとする。

２．前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

### 第４－16条　費用負担要否の検討

　　１．損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

２．前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

### 第４－17条　費用負担額の算定

　　１．損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２．前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

### 第４－18条　成果品

　　　受注者は、事後調査の結果を次の各号により作成しなければならない。

１．受注者は、調査の成果品として調書原紙・図面原図等の原紙類の原稿をまとめ、この他に成果品3部を次の各号によって作成し、このうち2部を監督職員に提出しなければならない。この場合、用紙の大きさはA4版とし、図面等の原図には受注者名を記載し、調査員の押印を行うものとする。

（１）受注者は、原稿として調査原紙・図面原図等の原紙類をまとめ、権利者毎にファイルし表紙に所在地権利者名を記載する。

（２）受注者は、成果品のうち1部は前号と同様に作成する。この場合の写真は、カラー写真とする。

（３）受注者は、成果品のうち残り2部を権利者10名ないし15名を単位として着色紙を挿入し索引とし、容易に取りはずすことが可能な方法により編綴し、表紙に年度・調査件名・箇所（地区）名・業務の名称及び受注者名を記載する。この場合の写真は、前号と同様とする。

（４）受注者は、権利者毎に確認印を必ず取り、これを成果品とともに監督職員に提出するものとする。

２．受注者は、前1項の成果品の作成にあたり使用した野帳等の原簿をかし担保の期限まで保管し、監督職員が必要と認め提出を求めたときは、これらを監督職員に提出しなければならない。